

オフバランス取引、 SPE に関する SEC レポート

制度調査部
古頭 尚志

SEC のスタッフレポート

【要約】

6月15日、SEC（米国証券取引委員会）がスタッフレポートを公表した。

SECは2002年サーベインズ・オクスリー法401条(c)に基づき、レポートを発表した。

レポートでは、財務報告を改善するための原則、目標を示すとともに、会計基準や報告基準に関する提案も行っている。

本稿では、SECのウェブサイトに掲載された要約版を紹介する。

【SEC のスタッフレポート】

6月15日、SEC（米国証券取引委員会）は、同委員会のスタッフによる研究レポートの公開を発表した。

レポートは、エンロン事件等を契機に制定されたサーベインズ・オクスリー法に基づいて作成され、財務報告を改善するための原則、目標に加え、会計基準や報告基準の一部変更を求める提案も行っている。

オフバランス取引、SPE（特別目的事業体）、連結問題、退職給付、リースなど幅広い論点に言及しており、作成には100人以上のスタッフ関わったとのことである。

レポート本体は119ページからなる大作であるが、ウェブサイト上に「オフバランス取引、SPE および関連問題に関する SEC スタッフレポート」と題する要約版が掲載されており、レポートの概要、先に辞意を表明したドナルドソン議長を始めとする主要メンバーのコメントを紹介している。

以下、本稿では要約版の仮訳を掲載する。要約版及びレポートの原文はSECのウェブサイト（<http://www.sec.gov/index.htm>）より入手できるので参照されたい。

なお、要約版でない、レポート本文のアドレスは次の通りである。

（<http://www.sec.gov/news/studies/soxoffbalancerpt.pdf>）

オフバランス取引、SPE および関連問題に関する SEC スタッフレポート

速報版

2005-91

2005年6月15日 ワシントンD.C.

証券取引委員会は、主任会計官室、経済分析室、およびコーポレート・ファイナンス部によるオフバランス取引、SPE および関連問題に関するスタッフレポートの公開を発表した。レポートは、2002年サーベインズ・オクスリー法（企業改革法）第401条（C）に基づき作成された。同法の要請に

基づき、大統領、上院銀行・住宅・都市問題委員会、下院の金融サービス委員会に提出された。当スタッフレポートは、発行人の登録に関する分析、米国一般会計原則と SEC 開示規則に関する分析からなる。レポートはまた、スタッフの研究について説明し、研究結果について詳述し、提案事項を提供している。

ドナルドソン議長は、「我々が本日公表するスタッフレポートは、財務報告の長期的な改善のための重要な原則を述べている。財務報告を、これらの原則や目標をよりよく反映したものに改善するためには、会計基準認定主体、報告会社、監査担当者、投資家の関与やサポートも必要になるだろう。研究とレポートを完成させるのに、100人以上のスタッフが関与したことを忘れてはならない。彼らの努力に心から感謝する。」と語った。

スタッフは、レポートのカヴァーする範囲について幅広いアプローチを行った。連結問題、継続的關係を有する金融資産の移転、退職給付のためのアレンジ、契約上の債務、リース、偶発債務、デリバティブ、特別目的事業体 (SPEs) など、潜在的にオフバランスを示唆する様々な論点を取り上げた。

本レポートは、以下の点に努めることなど、財務報告分野に関連する人々のためにいくつかの目標を確認した。

- ・経済的な目的ではなく、主として会計上や報告上の目的から生じる取引や取引構造をやめさせること
- ・目的志向の基準の利用を拡大すること
- ・開示の一貫性と妥当性を改善すること 及び
- ・財務報告を、単なる規則上のコンプライアンス手段ではなく、投資家とのコミュニケーション手段と位置づけること

SEC の主任会計官ドナルド・ニコライセン氏は、「レポートは、サーベインズ・オクスリー法の成立以来、財務報告に生じた改善点を確認している。さらに重要なことは、バランスシートの透明性と有用性両方を高めるために、さらなる改善のための提案を示していることだ。いくつかの領域で会計処理の選択肢を減らし、複雑すぎる点を簡単にしさえすれば、透明性は一層高まる。サーベインズ・オクスリー法制定のきっかけとなった事件以来、我々は投資家向けの財務報告の改善に成果を挙げてきた。しかし、依然として改善の余地は残っている。私は、このレポートが、透明性を一層高める努力に力を集中する助けになる事を期待する。」と語った。

コーポレート・ファイナンス部のディレクターであるアラン・ベラー氏は、「このレポートは、投資家が投資決定する上で重要な財務情報を伝達する上で、発行人が直面した課題を浮き彫りにする。たとえ規則の変更をしなくとも、発行人は、オフバランス取引や、それが収入・キャッシュフロー・バランスシートに与える影響についての情報と分析を、透明性のある方法で、より良く伝達することができるはずだ。」と述べた。

SEC のチーフエコノミストであるチェスター・スパート氏は、「この総合レポートは、我々が財務報告の透明性を高めるために前進を続ける上で、重要な骨組みとして役立つだろう。財務報告の透明性こそ、我々の金融市場を維持し、投資家を保護する上で、まさに鍵と言えるのである。」と語った。

当レポートは、会計基準や報告基準について一定の変更を求める提案をも提供する。これらの提案は、それぞれ先に述べた目標の 1 つ以上を補完するものである。

- ・スタッフは、確定給付型年金制度、及びその他の退職後給付制度に係る会計指針の見直しを提案する。これらの制度を運用する信託は、現在、設定した発行人による連結の対象から除外されているが、事実上、バランスシートにおいて、資産と負債が相殺されてしまっている。そのうえ発行人は、退職債務や、その債務にファンディングする資産に関する一定の損益の認識を遅らせる

ことができるようになっている。

- ・スタッフは、リースに関する会計指針の再検討を提案する。現行のリース会計は、バランスシート上のリースの計上基準を、「オール・オア・ナッシング」(条件に該当すれば全額計上するが、該当しなければ全く計上しない)としている。その結果、リース契約は会計指針の「明確な一線」に近づきはするが超えはしない、各種のものが続々と生まれることになる。その結果、実際には類似した経済効果を伴う取引であるにも関わらず、非常に異なった会計処理がなされることになってしまう。
- ・スタッフは、あらゆる財務事象を公正価値で報告することが実現可能か、引続き検討するよう提案する。
- ・スタッフは、発行人が所有する、或いは何らかの持分関係を有する SPE を含む其他法人を、連結すべきかを決定する会計指針について、財務会計基準審議会 (FASB) が継続して検討するよう提案する。
- ・スタッフは、発行人の登録における特定の開示について、一般に、より体系的に統合化する余地があると信じている。